

## は し が き

山に登る人が地図を読み、海を往く人が海図を頼りにするように、およそ会社にかかわるすべての方々にとって、決算書は、もっとも大事な手引書といえます。

ところが、決算書は苦手、という方がけっして少なくありません。

その理由は、決算書が、複式簿記というきわめて専門的な特殊な技術に基づいてつくられていて、加えて、数字がぎっしり詰まっていて、さらに、日頃あまり使われていない用語が用いられていることにあると思います。

そこで、わたくしは次の点に心して、この本を書きました。

- 1 この本を読んでいただくには、複式簿記の知識をいっさい必要としません。

カリ方とか、カシ方とかに、いっさい関係ありません。

- 2 決算書の作り方についての議論をしていません。

できあがった決算書をどう読むか、この一点に集中しております。

決算書の作り方を勉強したい方は、恐縮ですが、ほかのご本をお読みいただければ、と存じます。

- 3 決算書から会社の経営上の問題点を探り出すノウ・ハウを詳しく説明しております。

読者のみなさん。

とにかく、この本を、最後までいちど読んでみてください。

読み通してみてください。

そうすれば、決算書というのは、こういうことなのか、こういうこと

だったのか、こういうことまでがわかるのか、ということ、かならずわかっていただけると、じつは、いささか自負しているのです。

平成3年4月

公認会計士 辻 敢

## 改訂二版発行にあたって

今回、改訂二版発行にあたって、商法や税法の改正にともなう必要な改訂を行い、内容を最新のものいたしました。

平成15年8月

## 改訂三版発行にあたって

今回、改訂三版発行にあたって、会社法や税法の改正にともなう必要な改訂を行い、内容を最新のものいたしました。

平成18年11月

## 改訂四版発行にあたって

今回、改訂四版発行にあたって、金融商品取引法や税法の改正にともなう必要な改訂を行い、内容を最新のものいたしました。

平成30年1月

# 《目 次》

## 第1章 決 算 書

- (1) 決算書とよばれるもの ..... 2
- (2) 貸借対照表のしくみ ..... 6
- (3) 損益計算書の流れ ..... 13
- (4) 決算書は最低3期比較で ..... 20

## 第2章 貸 借 対 照 表

### 《資 産 の 部》

#### I 流 動 資 産

- (1) 会社経営は「現金預金」がイノチ ..... 25
- (2) 「受取手形」は増加した? ..... 27
- (3) 「売掛金」の重さと貸倒れの芽 ..... 33
- (4) 売買目的有価証券は流動資産 ..... 36
- (5) 「商品」増は金利負担につながる ..... 40
- (6) 「仮払金」は曲者 ..... 44
- (7) 費用処理済みの金額が「貸倒引当金」 ..... 46

## II 固 定 資 産

### 1 有形固定資産

- (1) 「建物・機械・車輛・備品」は流動化する ……………51
- (2) 会社の創業期と「土地」の含み ……………56
- (3) 「建設仮勘定」は設備投資の続行中 ……………60

### 2 無形固定資産

- (1) 隠れた「借地権」もあり ……………63

### 3 投資その他の資産

- (1) 「子会社株式」は議決権の割合50%超 ……………66
- (2) 「投資その他の資産」と「長期貸付金」 ……………69

## III 繰 延 資 産

- (1) 「開発費」は、費用でなく資産!? ……………71

## 《負 債 の 部》

### I 流 動 負 債

- (1) マッタがきかない「支払手形」 ……………77
- (2) 「買掛金」は重要な仕入債務 ……………79
- (3) 「短期借入金」は1年基準 ……………81
- (4) 「未払金」と「買掛金」 ……………82
- (5) 当期にかかる税金の未払額が「未払法人税等」 ……………83
- (6) 「賞与引当金」は支払能力なし ……………85

## Ⅱ 固 定 負 債

- (1) 「長期借入金」と借入金依存度 ……………95

## 《純資産の部》

### Ⅰ 資 本 金

- (1) 「資本金」は無利息の借入金 ……………103

### Ⅱ 資 本 剰 余 金

- (1) 株式払込剰余金は資本準備金 ……………106

### Ⅲ 利 益 剰 余 金

- (1) 「利益準備金」は剰余金処分による支出額の1/10 ……………109  
(2) 「別途積立金」は繰越利益剰余金の1つの看板 ……………111  
(3) 「繰越利益剰余金」と当期純利益 ……………113

## 第3章 損益計算書

### Ⅰ 営 業 損 益

- (1) 「売上高」は大幅な増収 ……………121  
(2) 「売上原価」と期末たな卸高 ……………125  
(3) いわゆる経費が「販売費及び一般管理費」 ……………132  
(4) アラ利と「営業利益」 ……………139

## Ⅱ 営業外損益

- (1) 「雑収入」の中身 .....142
- (2) 金融費用は「営業外費用」に .....144
- (3) 「経常利益」は20分の1に減益 .....146

## Ⅲ 特別損益

- (1) 「特別損益」には決算対策あり .....148
- (2) 本来の「税引前当期純利益」 .....152
- (3) 「法人税住民税及び事業税」と未払法人税等の関係 .....153
- (4) 「当期純利益」は税引後の利益 .....157

## 第4章 剰余金処分

～株主資本等変動計算書～

- (1) 剰余金処分の流れ .....160
- (2) 看板のつけかえ作業 .....162
- (3) (株)ベータ・ワンは大幅な増配 .....177
- (4) 3つの決算書のつながり .....179

## 第5章 決算書の周辺

——もう少し勉強してみたい方のために——

### I 会社法とのつながり

- (1) 決算書のガイドライン .....182
- (2) 決算書の追加情報 .....183
- (3) 金庫株とは .....184
- (4) 親会社株式は原則取得禁止 .....186
- (5) 事業年度の中途でもらう配当 .....187
- (6) 配当できる限度額がある .....188
- (7) 勝手に売れない株式について .....188
- (8) 新聞に載っている決算書 .....189
- (9) 決算書の合計は合わないもの .....190

### II 法人税とのつながり

- (1) 法人税法の考え方——「益金」「損金」 .....191
- (2) 受取配当には法人税がかからない .....192
- (3) 法人税・住民税は「損金」にならない .....193
- (4) 平成27年分の1社あたりの交際費は132万円 .....193
- (5) 有税償却 .....195
- (6) 減価償却の方法は届け出なければならない .....196
- (7) 一度に費用となる資産 .....196
- (8) 有税引当金 .....197
- (9) 貸倒損失の取扱い .....197

(10) 損に落とせる寄附金・落とせない寄附金 .....	198
(11) 中小法人の特典 .....	199
(12) 建物を借りるための権利金 .....	200
(13) たな卸資産の法定評価方法 .....	200
(14) 申告書の提出期限 .....	201
Ⅲ 税効果会計とは .....	203



第 1 章

# 決算書

## (1) 決算書とよばれるもの

この「決算書入門の入門」をお読みになるみなさんは、決算書という言葉をごこれまでも何度か耳になさっていることと思います。

決算書とは、どんなものだろうか。

また、決算書はみたことがあるけれど、並んでいる数字はどういうことを意味しているのだろうか。

いろいろな疑問をお持ちのはずです。

まず、決算書とは、

貸 借 対 照 表
-----------

損 益 計 算 書
-----------

株主資本等変動計算書
------------

の3つの書類のことをいいます。

---

### **注** 1 決算書をみるには

決算書をみたことがない方は、毎年6月頃の日本経済新聞に何頁にもわたって、さまざまな会社の貸借対照表が載っていたことを思いだしてみてください。

上場会社の決算書は、金融商品取引法という法律により、財務大臣に提出することが義務づけられています。

そして、これらの決算書はEDINET（エディネット）というシステムにより、24時間365日ウェブサイト上で閲覧することができます。

<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

これらの書類は、すべての会社が1事業年度（通常、1年）毎に、かならず作成している、というより、作成しなければならないものです。

そして、この一連の作業を**決算**とよびます。

**貸借対照表**（B/S＝ビーエスともいいます）は、1事業年度最後の日、すなわち、決算期末日現在における会社の財産や負債の状態を示している書類です。

**損益計算書**（P/L＝ピーエルともいいます）は、会社の1事業年度における稼ぎ高、および、その稼ぎのために注がれた費用を示している書類です。

貸借対照表に並んでいる数字は、

**一定時点**（＝決算期末日）の数字

損益計算書に並んでいる数字は、

**一定期間**（＝1事業年度）の数字

を意味しています。

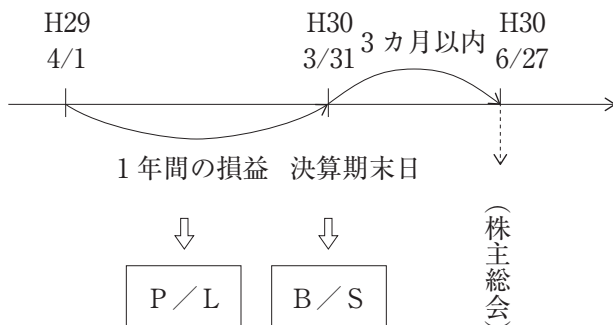
---

つまり、上場会社の決算書は、株主でなくても、誰でもみることができるわけです。

さらに、いまでは、決算書を新聞に掲載することに代えて、会社のホームページに掲載することができるようになりました（ただし、この場合には、取締役会において、決算書を「電磁的方法により公開する」旨の決議をしたうえで、会社のホームページのアドレスを登記することが必要となります。）。

また、上場会社の有価証券報告書を見ると、「キャッシュ・フロー計算書」というものが掲載されています。

キャッシュ・フロー計算書も、決算書の1つですが、その作成は上場



そして、会社が稼いだ利益の使いみちを表した書類が、**株主資本等変動計算書**です。

株主資本等変動計算書は、1事業年度において、これまで稼いだ利益について、株主総会の承認を受けて、その使いみちが決まったものについてまとめた書類です。

決算書は、すべての会社が決算に際して、一定のルールに基づいて作成しているものです。

したがって、決算書のしくみは、そのルールをいったん理解してしま

会社などの有価証券報告書作成会社に義務づけられているもので、本書では説明を省略させていただいております。

#### **注** 2 株主総会と基準日

決算が終わって決算書の承認を受けるために開かれる株主総会を定時株主総会といいます。

一般的に、定時株主総会は決算期後3カ月以内に開かれます。

たとえば、3月決算の会社であれば、6月中には定時株主総会が開かれることになります。これは、その会社の株主を確定する「基準日」から3カ月以内に株主総会を開く必要があるためです。

えば、すべての会社にあてはめて考えることができます。

手はじめに、大まかなルールから理解していくことにしましょう。

---

通常は、この「基準日」と決算期末日が一致することが多いことから、決算期後3カ月以内に定時株主総会が開かれることになるわけですが、最近では、「基準日」を決算期末後に設定する会社も現れています。

たとえば、3月決算の会社でも、「基準日」を4月末日とすることで、7月中に定時株主総会を開くことが可能となります。

このように定時株主総会の開催日を柔軟に設定することで会社と株主の関係を良好にすることが期待されています。